

## 債権差押命令の申立てをされる方へ

- 申立書の提出先  
債務者の現住所地(法人の場合は本店所在地)を管轄する裁判所です。
- 申立時に必要な書類・費用関係(広島地方裁判所申立分に限る)

	必要提出書類・費用	原本	写し	備 考
提出書類	債権差押命令申立書	1		表紙(申立書)・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録を1セットとし、各頁の上部に捨印を押してください。
	当事者目録 請求債権目録 差押債権目録		1	上記とは別に、各目録のコピーを1部ずつ添付してください。 (※捨印は押さないでください。)
	陳述催告申立書 (この申立書の作成に代えて、債権差押命令申立書に記載することもできます。)	1		第三債務者に対し、差押債権の有無やその額等について回答を求めることを要しない場合は不要です。
	執行力ある債務名義の正本	1		執行文を付与された(不要なものもあり)債務名義(判決・調停調書・支払督促・公正証書等)のことです。
	上記正本(又は謄本)の送達証明書	1		上記の正本が債務者に送達されたことを証する書面です。上記の正本を受領した係で取得してください。
	代表者事項証明書(商業登記簿謄本) ※3か月以内に発行されたもの			当事者の中に法人がいる場合に必要です。 (最寄りの法務局で取得してください。) ※3か月以内に発行された現在事項全部証明書(代表者が記載されているもの)又は履歴事項全部証明書を提出される場合は、不要です。
	履歴事項全部証明書 ※3か月以内に発行されたもの			当事者の現商号又は本店所在地が債務名義上の表示と異なる場合に必要です。
	住民票 ※3か月以内に発行されたもの			当事者の現住所が債務名義上の表示と異なる場合に必要です。※マイナンバーの記載のないもの(マスクング不可)を提出してください。
	戸籍謄本 ※3か月以内に発行されたもの			当事者の現在の氏名が、債務名義上の表示と異なる場合に必要です。
	公証人役場発行の領収書(費用明細)			公正証書を債務名義とする場合で、謄本送達料等を執行費用として計上する場合に必要です。
納付費用	収入印紙(申立手数料)	4,000円 (※消印しないでください。)		
	郵便切手  (注意) 債務者・第三債務者への郵便が不送達になった場合や事件の取下をする場合は、追加納付していただく場合があります。	<b>3,196円分</b>  (内訳)      500円……4枚      84円……2枚 350円……1枚      10円……1枚 120円……4枚 94円……2枚 ◎陳述催告費用を含みます。 請求債権目録の執行費用欄に計上する際は、 「差押命令正本送達費用 等 3,196円」としてください。		

※収入印紙・郵便切手の額は、債務名義1通、当事者各1名の場合に限られます。 第三債務者が1名増えるごとに1,898円(内訳:500円×2枚, 350円×1枚, 120円×3枚, 94円×1枚, 84円×1枚, 10円×1枚)を追加してください。その他の当事者又は債務名義が複数の場合には、当係にお尋ねください。